

サービス内容

(1)内容

- ・ 食事の提供 食事時間等は、次のとおりです。
朝食 7 : 30 ~ 8 : 30
昼食 11 : 30 ~ 12 : 30
夕食 17 : 30 ~ 18 : 30
以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。
原則、2階の食堂にてお取りいただきます。
- ・ 居室 定員1名から4名の居室が用意されていますが、利用者の状況により決めさせていただきます。入所後においても利用者の状況やご希望等により変更することがあります。
- ・ 入浴（一般浴・機械浴） 週に最低2回入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴又は清拭・シャワー浴などに変更する場合や中止とさせていただく場合があります。
- ・ 日常生活の世話 ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。着替え、排泄、食事介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付添等。
- ・ 個別機能訓練 訓練室等において機能回復訓練を行います。
- ・ 生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ・ 栄養改善 利用者に対し栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを実施します。
- ・ 口腔機能向上 口腔機能の低下している又はそのおそれがある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、口腔機能向上サービスを実施
- ・ 健康管理 当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行います。また、医務室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。
- ・ 緊急時の対応 ご利用者の容体に変化があった等緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、利用者の家族に速やかに連絡いたします。
- ・ 安全管理 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮します。
- ・ 行政手続代行 行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。行政手続きの代行は、料金が別途かかります。これに伴い、行事参加費も別途料金がかかります。 代行費用500円／1回
- ・ 所持品等の保管 特別な事情がある所持品等については、お預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ・ レクリエーション 当施設では、クラブ活動や種々の行事が行われます。行

事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、職員にお尋ねください。

- ・ 通院サービス・・・・・・・・・・・・・・・・ 緊急時の場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかります。 通院サービス 500円/1回
他に別途医療費
- ・ 理美容サービス・・・・・・・・・・・・・・ 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金が別途かかります。
- ・ 看取りについて・・・・・・・・・・・・・・ 当施設では「看取り」を実施しております。料金は別途かかります。（9ページ参照）
- ・ その他のサービス・・・・・・・・・・・・・・ 介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

(2) 介護保険限度額認定について

原則、身元引受人様に各市町村窓口へ申請していただきます。

申請の際、本人名義の預貯金、有価証券等に関する書類が必要なため。

利用料、その他の費用の額

(1) 特別養護老人ホームの利用料

ア 基本利用料

基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、ご利用者の介護保険の負担割合に応じてご負担いただきます。

【介護福祉施設サービス費（Ⅱ）】

(1日につき)

1日につき	介護度	サービス利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1	5,590円	559円	1,118円	1,677円
	要介護2	6,270円	627円	1,254円	1,881円
	要介護3	6,970円	697円	1,394円	2,091円
	要介護4	7,650円	765円	1,530円	2,295円
	要介護5	8,320円	832円	1,664円	2,496円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。（負担割合によります）

加算の種類	要件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
日常生活継続支援加算 ※1	i : 入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上であること ii : 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること iii : たん吸引が必要な利用者の占める割合が15%以上であること ① i と ii と iii のどれか一つに当てはまり、介護福祉士を有する職員が所定数以上いること	36円/日	72円/日	108円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ ※1	介護福祉士の占める割合が60%以上いること	18円/日	36円/日	54円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ロ ※1	介護福祉士の占める割合が50%以上いること	12円/日	24円/日	36円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※1	看護・介護職員の常勤職員の占める割合が75%以上いること	6円/日	12円/日	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	職員の総数のうち勤続年数が3年以上の者が占める割合が30%以上いること	6円/日	12円/日	18円/日
看護体制加算(Ⅰ)	正看護師を1名以上配置していること	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算(Ⅱ)	24時間連絡できる体制をとり、入所者の数が25又はその端数を増す毎に1以上看護職員を配置していること	8円/日	16円/日	24円/日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っていること	13円/日	26円/日	39円/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	16円/日	32円/日	48円/日
初期加算	利用者が新規入所された場合及び1か月以上入院されて退院した場合に30日間加算します	30円/日	60円/日	90円/日

加算の種類	要件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)	
入院・外泊時加算	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、また居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算します	246円/日	492円/日	738円/日	
経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合	400円/月	800円/月	1,200円/日	
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	100円/月	200円/月	300円/月	
栄養マネジメント加算	管理栄養士を1名以上配置し、入所者ごとの栄養ケア計画を作成していること	14円/日	28円/日	42円/日	
口腔衛生管理体制加算	①歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること ②入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、歯科医師・歯科衛生士がその計画の作成にあたり助言及び指導を行っていること	30円/月	60円/月	90円/月	
口腔衛生管理加算	①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合 ②施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されていること。	110円/月	220円/月	330円/月	
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	6円/回	12円/回	18円/回	
看取り加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	死亡日以前 4日～30日	144円/日	288円/日	432円/日
		死亡日前日 ～ 前々日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
		死亡日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日

加算の種類	要件		負担（1割）	負担（2割）	負担（3割）
看取り加算（Ⅱ）	i：入所者に対する緊急時の情報共有の方法が、配置医師と施設の間で具体的に決められていること ii：配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること iii：看護体制加算（Ⅱ）を算定していること	死亡日以前 4日～30日	144円/日	288円/日	432円/日
		死亡日前日 ～ 前々日	780円/日	1,560円/日	2,340円/日
		死亡日	1,580円/日	3,160円/日	4,740円/日
配置医師緊急時対応加算	i：入所者に対する緊急時の情報共有の方法が、配置医師と施設の間で具体的に決められていること ii：配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること iii：看護体制加算（Ⅱ）を算定していること		早朝・夜間 650円/回 深夜 1,300円/回	早朝・夜間 1,300円/回 深夜 2,600円/回	早朝・夜間 1,950円/回 深夜 3,900円/回
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合		1月の基本料 用料的の8.3%	1月の基本料 用料的の8.3%	1月の基本料 用料的の8.3%

再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養等）であって、施設と医療機関の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画を作成、且つ再入所となった場合		400円/日	800円/日	1,200円/日
生活機能向上連携加算	i：医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別記の訓練計画を作成すること ii：当該計画に基づき、訓練を実施すること		200円/月	400円/月	600円/月
排せつ支援加算	排せつにかかる要介護状態を軽減できると 医師、または医師と連携した看護師が判断した場合であって、ガイドラインを参考として分析、支援計画を作成すること		100円/月	200円/月	300円/月

加算の種類	要件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
褥瘡マネジメント加算	i : 入所者ごとの褥瘡発生リスクについて、 モニタリング指標を用いて3月に1回評価を行うこと ii : i の評価を基に褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施すること	10円/月	20円/月	30円/月
低栄養リスク改善加算	i : 栄養マネジメント加算を算定している施設であること ii : 低栄養リスクが「高」の利用者であること iii : 月に1回以上、多職種が共同して会議を行い、栄養ケア計画を作成すること また、当該計画について家族の同意を得ること iv : ケア計画に基づき、管理栄養士等は食事の観察を週5回以上行い、栄養調整を行うこと	300円/月	600円/月	900円/月
特定処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合 サービス提供体制加算 I 又は日常生活支援加算を算定している場合	1月の基本利用料の2.7%	1月の基本利用料の2.7%	1月の基本利用料の2.7%
特定処遇改善加算 II	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月の基本利用料の2.3%	1月の基本利用料の2.3%	1月の基本利用料の2.3%

注意 ※1の加算に関しては、同時に算定しません。どれか一つのみの加算となります。

(2) その他の費用等

負担限度額			所得区分
市町村民税	世帯課税者	第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
		第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下
		第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超
	第4段階	市区町村民税課税世帯、利用者個人の資産状況	

利用者 負担段階	居住費（滞在費）				食費			合計	
	居室 環境	基準費 用額の 上限	負担限 度額	補足給 付額の 上限	基準費 用額の 上限	負担限 度額	補足給 付額の 上限	利用者負 担額	補足給付 額の上限
第1段階	多 床 室	840円	0円	840円	1,380円	300円	1,080円	300円	1,920円
第2段階		840円	370円	470円	1,380円	390円	990円	760円	1,460円
第3段階		840円	370円	470円	1,380円	650円	730円	1,020円	1,200円
第4段階		840円	840円	0円	1,380円	1,380円	0円	2,220円	0円

- 電気料金・・・・・・・・・・ 電化製品を持ち込む場合（電化製品1台ごと）
月額1,000円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
- 預り金出納管理費・・・・ 事務室金庫で現金・通帳などを管理した場合
月額1,500円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
- 日常生活費・・・・・・・・・・ 利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、
実費をご負担していただきます。